

兵庫県立大学高度産業科学技術研究所長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人学部長等選考規程(平成25年法人規程第17号)第6条の規定に基づき、高度産業科学技術研究所長(以下「所長」という。)の候補者の選考(以下「選考」という。)等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 所長の任期が満了するとき。
 - (2) 所長が辞任を申し出たとき。
 - (3) 所長が欠員になったとき。
- 2 前項第1号に該当する場合にあっては、所長は、選考を行った上で、学長が定める日までに所長候補者の推薦(以下「推薦」という。)を行わなければならない。
- 3 第1項第2号に該当する場合にあっては、所長は、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。
- 4 第1項第3号に該当する場合にあっては、学長が指名する者が、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

(所長候補者の資格)

第3条 所長候補者となることのできる者は、高度産業科学技術研究所の専任教授とする。

(選考手続)

第4条 所長(第2条第4項に規定する場合にあっては学長が指名する者。次項において同じ。)は、第2条の規定により選考を行うときは、あらかじめ教授会の意見を聴かななければならない。

- 2 前項の規定により所長が教授会の意見を聴く手続については、別に定める。

(任期)

第5条 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第2条第1項第2号又は第3号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。